

## 50202港湾荷役業における死傷災害事例(最大99事例まで) (2020年)

No	年	月	発生時	死傷災害事例	年齢	事故の型	起因物(小)	労働者規模
1	2020	1	14～15	営業所でワインセラーのデバン作業中、ワインセラーは2段で積載されており、上段のワインセラーを床に置こうと手前に傾け右肩に一度乗せたとき、前方向に落下しそうになった。その際、左手でワインセラーの底面を掴み支えようとしたとき、親指が下側に曲がり、左手親指を捻挫した。	27	7	611	10～29
2	2020	1	14～15	営業所内の倉庫荷下ろし場で、構内作業中のフォークリフト運転者が左旋回でバックしたところ、近くで打ち合わせをしていた被災者に接触し転倒した。その後、フォークリフトの後輪とボディに右足が挟まれ、右足首を骨折した。	68	6	222	10～29
3	2020	1	12～13	コンテナラッシング作業中に足場の悪いところでロングバー（φ25mm×3m、8kg）を掛けようと立てて持っていたところ、雨でバーが滑り、約1.5mの高さから落とした際、左足の指に直撃して、左第4、5趾を骨折した。	52	4	379	10～29
4	2020	1	9～10	船に中古重機の積み込み作業中、後退ギアに入れたところ、左側キャタピラのみが動き出し、車体は反時計回りに急展開、右側キャタピラ後部が右方に大きく振れ、被災者の左足に接触し骨折した。	46	7	141	50～99
5	2020	1	10～11	倉庫前面敷地で、木箱解体作業時に、釘が刺さった木箱を地面に置いており、踏んでしまい、右足底に刺創を負った。	29	9	521	1～9
				物流センターで、40フィート型コンテナからゴムロール（コンベア				

6	2020	1	15 ～ 16	ベルト) のパン出し作業を行っていた。ロールを手で押して転がしていたが、途中で動かなくなり、コンテナに傾斜をつけて作業をした際、背後からロールが歯止めを乗り越えて転がってきて、右足を轢かれて右足首を骨折した。	64	6	611	～ 29
7	2020	1	14 ～ 15	サイロの荷役作業中、指揮をしていたがホールド内へ支持するために移動中、床の段差に気付かずに踏み外して転倒し、右脇腹を強打して、右外傷性気血胸、多発肋骨を折った。	58	1	413	～ 299
8	2020	2	7 ～ 8	作業現場へ出張作業中、本船が着岸する際に、保留ロープが岸壁の縁石に引っ掛かったのを発見した。本来当社作業外であったが、引っ掛かっていたロープを外そうと近付いたとき、ロープが縁石から外れて両足の甲に当たり、左足甲を骨折した。	38	6	379	～ 29
9	2020	2	10 ～ 11	船の上部凍結庫内で、水揚げ作業中に魚の上を移動した際、左足を踏み外し、捻挫した。	24	3	529	～ 29
10	2020	2	11 ～ 12	作業場で、コンテナ内からベルトコンベアで流れてくる貨物（雑貨、30kg）をパレットに積む作業中、貨物上（高さ1m）から床面に下りた際、右足首をひねり、右足靭帯を損傷した。	42	3	417	～ 49
11	2020	2	8 ～ 9	作業場で、潰してある段ボールにつまずき転倒した。その際、右手首をコンクリート床に打ち、右手首を骨折した。	44	2	417	～ 29
12	2020	3	9 ～ 10	大豆出庫の昇降機の清掃作業を2人で行っていた。被災者は昇降機下部の口元の清掃を受け持ち、他の1人は他の部位の掃除を担当した。そのとき、被災者は昇降機口元に手を入れ、ごみを掻き出していたところ、突然機械が動き出し、手を巻き込まれ、右手部に挫傷および右手首と右前腕に挫創を負った。（他の部位を掃除していた者が、下部の掃除が終わり、昇降機から離れたものと勘違いし、運転スイッチを入れてしまった。）	36	7	169	～ 29
				ホールドフレームを移動させ、HF架台から玉外しを行っている最				

13	2020	3	3 ～ 4	中、被災者はワイヤーをさばくため隣に置いてあった、別のHFに乗って間もなくHFが架台内で荷崩れし、被災者はHFとHF架台の間に右足を挟まれ、右ふくらはぎに裂傷を負った。	37	7	211	50 ～ 99
14	2020	4	14 ～ 15	トラックへ積み込み作業を行うため、グラウンドに停車してあるフォークリフトに乗車しようとして歩いていたとき、窪みに足を取られて足をひねり、右足小指を骨折した。	53	19	418	30 ～ 49
15	2020	4	14 ～ 15	海上コンテナ洗浄場で、洗浄作業台上の道具整理中、昇降階段を下りる際、足が滑り階段（4段ステップ）の一番上から地面に落下した。このとき、背中を階段に強打し肋骨に外傷性血気胸を負った。	61	1	413	50 ～ 99
16	2020	4	15 ～ 16	荷台上（約1.6m）で厚板の荷張りを行っていた際、締機から手が滑り、背中から落下して腰骨を折った。	46	1	419	50 ～ 99
17	2020	4	8 ～ 9	トレーラー荷台から降りる際、転落し右腓骨剥離骨折、右前踵腓靭帯損傷を負った。	47	1	611	10 ～ 29
18	2020	5	10 ～ 11	コンテナ上部での作業をするとき、既設の通路を利用せず、作業場にあったアルミ板をコンテナとコンテナの間へ架け移動した。そのとき、アルミ板は固定されておらず足を掛けたとき、横方向にずれ、バランスを崩して転倒した。その際、腰付近を強打し、首、胸、腰、肩に骨折、腱板損傷、捻挫などを負った。	56	1	416	1～ 9
19	2020	5	9 ～ 10	倉庫前でコンテナバン出作業中、フレコンをフォークリフトに掛け、退避する際、リフトマンに合図を忘れたため、リフトを吊り上げコンテナ上部とリフトの爪に指が挟まれ、左示指切断創を負った。	36	7	222	10 ～ 29
20	2020	5	10 ～ 11	シャーシ置場で、草刈機を使用して草刈作業中、落ちていた針金状の物が弾かれて、右膝に刺さり、挫創を負った。	39	4	521	30 ～ 49



29	2020	7	13 ～ 14	空調ダクトをトラック荷台へ積み込む際、滑って右前腕に切創を負った。	41	8	521	1～ 9
30	2020	8	9 ～ 10	ふ頭岸壁にて、船上で積み荷荷揚げ作業中、荷揚げを完了した荷間上に縦・横のビーム（梁）を設置し、屋根坂を載せていた。そのとき、設置した屋根板の上に乗って、2枚目の屋根板を載せようとしたところ、縦ビームが外れて荷間に落下（深さ約3m）し、左腕を粉碎骨折した。	48	1	414	30 ～ 49
31	2020	8	13 ～ 14	船内に6段積みされたH型鋼上で製品の検収作業中、5段目に置いた手板を取ったとき、挟んでいた検収書が落ちたため、取ろうと4段目に降りたところで体のバランスを崩して、H型鋼の間約3m下の船底に転落した。その際、右足ふくらはぎに高エネルギー外傷を負った。	34	1	521	50 ～ 99
32	2020	8	10 ～ 11	倉庫内で、廃材（4m×1m×0.5m）を原木用の玉切り機で切断する作業中、廃材の1枚に刃が絡んで刃とハンドルが跳ね返り、ハンドルが作業者の左肩に当たって鎖骨を折った。	54	6	139	100 ～ 299
33	2020	9	12 ～ 13	魚市場岸壁に接岸している漁船の魚層（温度約－40度）から荷物（冷凍イカ、重さ約11kg）を荷揚げするため、防寒手袋（－60度対応）・防寒服などを装備して魚層に入り作業していたが、魚層も荷物もかなり冷えていたため、両手指先に凍傷を負った。	66	11	715	30 ～ 49
34	2020	9	0 ～ 1	環境資源製造所にて、同作業場で作業していた従業員が新型コロナウイルス感染症抗原検査で陽性と診断された。後日、PCR検査で陽性と判定され、新型コロナウイルス感染症を発症した。	53	90	911	50 ～ 99
35	2020	9	10 ～ 11	本船デッキ上のアンラッシング作業を開始し、14BAYで1側、30BAYで2側のアンラッシング作業を終了させた。次に06BAY船尾側の山側からアンラッシング作業に取り掛かった。そのとき、7側目のターンバックルを中腰の姿勢で緩めた後に立ちあがった際、筋膜性腰痛症および変形性腰椎症を発症した。	30	19	921	50 ～ 99

36	2020	9	12 ～ 13	30kgの米袋を荷卸し作業中、米袋を強く引っ張りすぎたため、右手首が勢いでねじれて骨折した。	43	19	921	30 ～ 49
37	2020	9	20 ～ 21	甲板デッキ上の作業置場で、コンテナのラッシング作業中、ラッシングパーツが必要となったため、はしごは使用せずデッキに降りようとした際、皮の手袋に付着していたグリスで手が滑り、甲板デッキ上に転落し右肘靭帯を損傷した。	30	1	379	30 ～ 49
38	2020	10	17 ～ 18	交差点で信号待ちをして、青信号に変わったとき、右折し直進車両と接触した際、左足および腰を打撲した。	25	17	221	50 ～ 99
39	2020	10	11 ～ 12	会社敷地内岸壁付近の物揚場で船から荷揚げされた貨物（鉄鋼製コイル）の玉掛け作業中、船からクレーンで引き揚げた貨物を、地面から数センチの位置で一度止め、位置の微調整をするために、手前側に貨物を引いた。そのとき、位置が決まり指揮者が被災者に声を掛け確認し、応答があったので貨物を着地させたとき、被災者が貨物に近付いたまま退避距離を十分取っていなかったため、安全靴を履いた左足の先に貨物が乗った。その際、左足親指・人差し指を骨折および裂傷を負った。	18	7	611	10 ～ 29
40	2020	10	23 ～ 24	コンテナヤードでギアボックスを船上に設置する際、ギアボックスが振れたので、止めようとして左手を添え、クレーンのオペレーターに下げるように無線で合図をした。その際、左手がスプレッダーとギアボックスの隙間に入り、人差し指と中指を挟んで創傷を負った。	47	7	211	50 ～ 99
41	2020	10	10 ～ 11	さるばしごを下りてきた際、足を滑らせて転倒し、左外傷性血胸を負った。	57	1	413	50 ～ 99
			9	冷蔵倉庫1階で、輸入コンテナ積載貨物のパレット載せ作業中、倉庫側からコンテナにかけたドッグボード（鉄板）とコンテナ扉との				10

42	2020	10	～ 10	隙間に右足を踏み外して、右踝捻挫、右踵骨前方突起骨折を負った。	37	2	229	～ 29
43	2020	10	～ 16	15 在来船内で、ケースの固縛作業中、ケース同士の間隙を角材で固定する際、足場が悪く、釘を打ち込もうとしたところ、手で支えていたところにハンマーで打ち付け、左親指を骨折した。	44	6	364	～ 49
44	2020	10	～ 17	16 作業所で、隣接道路の街路樹を剪定中、脚立（高さ1.5m）に上がったところ、バランスを崩して転倒し、左第4、5中足骨を折った。	56	1	371	1～ 9
45	2020	11	～ 10	9 港停泊中の漁船で、冷凍魚をモッコに入れる作業中、モッコを広げようと足を出した際、冷凍魚が跳ね、右目下に当たり、出血した。	37	6	611	10 ～ 29
46	2020	11	～ 13	12 倉庫内プラットフォームで、大豆のデパン作業中、フォークリフトで荷物を吊り上げ、アタッチメントを引き抜く際、左親指が吊り袖とアタッチメントに挟まれ、左親指を骨折した。	69	7	222	10 ～ 29
47	2020	11	～ 22	21 舳内で玉掛け作業中、クレーン運転士交代のため、舳よりジャコップで本船へ上がる際、体勢を崩して舳の縁に接触し、本船と舳の間に落下して、左外傷性自気胸、左肺挫傷、左多発肋骨骨折、左上腕骨折を発症した。	43	1	371	50 ～ 99
48	2020	11	～ 12	11 本船で、コンテナのアンラッシング作業中、被災者がショートバーを支え、もう1名がターンバックルを緩めて外した。その際、キャスティングからショートバーが外れたため支えたところ、ショートバーの先端が左脇から腹部に当たって肋骨を折った。	30	6	391	50 ～ 99
49	2020	11	～ 15	14 フォークリフトツメの取付固定作業の際、ツメとシリンダー接続部の穴に左手中指を入れて、微調整をしていたところ、シリンダーが動いて指が挟まれ不全切断した。	41	7	222	30 ～ 49
50	2020	11	～	6 倉庫から別の倉庫へ移動する際、シャッターから出ようとして、右	45	4	418	50 ～

			7	足上にシャッターが落下して足首と甲を骨折した。				99
51	2020	12	8 ～ 9	主に構内循環バス運転の業務に就いていた中、発熱し、PCR検査で陽性と判定され、新型コロナウイルス感染による肺炎を発症した。	47	90	911	500 ～ 999
52	2020	12	14 ～ 15	コンテナ船積み荷役を行っていた際、コンテナが収まらなかったため、一度巻き上げ再降下したところ、船内作業者が1段目と2段目の間に挟まれ、肺損傷、左骨盤骨折、右骨盤歪みおよび肋骨を折った。	26	6	211	100 ～ 299

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pgm/SHISYO\\_FND.html](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.html)(職場のあんぜんサイト)

参考：[労働災害の分類の概要](#)

[各小業種における死傷災害事例\(最大99事例まで\) \(2020年\)](#)に戻る。